

## 2021年度(令和3年度) 日本水泳連盟への団体・競技者登録について

一般社団法人長野県水泳連盟  
理事長 篠原 邦彦  
登録委員会委員長 一由和宏

平素は、登録申請業務にご協力いただき誠にありがとうございます。

「公益財団法人 日本水泳連盟」への 次年度 登録の時期が近づいてまいりました。

4月になりましたら長野県水泳連盟HP「Web-swmsys」より 2021年度(令和3年度)団体登録、競技者登録の登録申請手続きをお願いいたします。

Web 登録手続き後、登録料の支払い、団体・競技者申請書の郵送 が完了しますと競技会へエントリー出来ます。

団体登録、競技者登録、年度途中での所属団体の異動 等 登録に関しての不明点については、

長野県水泳連盟HPをご確認いただくか、登録委員会へメールにてご相談ください。

メールアドレス([nagano\\_entry@yahoo.co.jp](mailto:nagano_entry@yahoo.co.jp))

☆Web-swmsys 登録時 団体登録画面の連絡先 メールアドレスを必ず入力してください。

登録委員会からの通知・連絡・問合せ等で使用します。

☆重複登録がないか再度確認をお願いします。

(現在所属と異なる団体での所属があった場合も含め) 競技会へ参加経験のある選手は、個人の登録番号7桁が発番されています。選手本人に確認していただき、必ず同じ番号、同じ人名漢字、同じ生年月日で登録を行うようお願いいたします。また、本人が知らない場合もありますので、不明な場合は長野県水泳連盟登録委員会にお問い合わせください。

○ 高等学校・高等専門学校の登録手続きは、高体連水泳専門部にて一括処理を行います。

詳しくは高体連HPを参照してください。

長野県高体連水泳専門部HP <http://www.ngn-hssp.org/suiei/>

### 1. 登録申請窓口 (申請書類の送付先及び登録料振込先)

\* スイミングクラブ・中学校(有償登録)・実業団・友好団体 → 長野県水泳連盟登録委員会  
下記に記載の住所

\* 高等学校・高等専門学校 → 長野県高校体育連盟水泳専門部

\* 中学校(無償登録) → 長野県中学校体育連盟水泳専門部

### 2. 登録費用 について (振り込み手数料は、各申請団体負担となります。)

\* 団体登録料 10,000円 (登録選手1名から)

\* 競技者登録料 1,500円 (幼児・小学生・中学生・高等学校生・高等専門学校生・一般)

### 3. 有償基本登録の初回締め切り期日 2021年5月14日(金)

(Web 登録手続き・登録料振込・申請書類送付まで) 登録申請処理を完了させてください。

### 4. 有償登録申請書 は、下記 4 種書類を該当の窓口 (登録委員会もしくは高体連) へ郵送してください。

#### ① 選手登録集計表 長野県水泳連盟HPよりダウンロードして作成、出力

メールアドレスは、登録委員会 高体連 からの連絡・問合せなどに使用します。必ず記入をお願いします。

#### ② 団体登録申請書 (代表者・担当者の捺印 必要) ・ Web-swmsys で作成、出力

#### ③ 競技者登録一覧表 ・ Web-swmsys で作成、出力

#### ④ 振込明細書 (金融機関の振込明細書のコピーもしくはインターネットバンキングの取引画面を印刷)

○ ②③ は日付・時間の赤字スタンプが印字された帳票を提出してください。

○ 上記4種の書類を確認の上、送付提出してください。

集計表を添付されない団体が多いので、ご注意ください。

### 5. 追加登録 随時、受け付けします。

\* 追加登録用 集計表 を使用して下さい。

\* 追加登録の締め切りは、出場予定競技会の参加申し込み締め切り 5 日前 までに (Web 登録手続き・登録料振込・申請書類送付まで) 登録申請処理を完了していることを必須とします。

期日までに完了できない場合は未登録扱いとなり、競技会への参加ができません。

期日の厳守をお願いします。

☆追加登録時の提出書類は上記 4.

①は追加登録用集計表 ②③④は同様でお願いします。

### 6. 異動届 (長野県水泳連盟HPからダウンロードしてください。)

**変更点** 今年度よりメールで書類提出も可となります。

メールで提出の場合、Excel異動届ファイルに入力後、PDF に変換し 添付は必ず PDF でお願いします。

\* 年度途中に何らかの事由により、競技者が所属団体を異動した場合は、異動先団体から異動届の提出をお願いします。(異動登録処理後、速やかに送付提出をお願いします。)

\* 異動は、第二区分登録(SC・友好団体に限る)選手のみ可能です。

### 7. 選手登録カード (ID カード) は、日本水泳連盟に有償登録された選手に年一人 1 枚の配布となります。

\* カードの再発行はありません。カードを紛失しないよう、選手への指導をお願いいたします。

紛失された場合、次年度有償登録までお待ちいただくこととなります。

\* 所属を2団体(学校とSC等)に登録した場合は、登録月が早い団体への発行、双方同月に登録した場合は、団体登録番号が若い団体への発行となります。

\* カード配布は、登録された月から約2か月後が目安になりますが、可能な限り競技会時にお渡ししたいと考えています。ご協力をお願いします。(都度、ご連絡いたします。)

日本水泳連盟「競技団体及び競技者登録規定」が、平成29年4月1日より施行されました。

長野県水泳連盟においても本規定に沿って登録業務を行ってまいりますので、ご承知ください。

- ◎ Web 登録後、速やかに登録料の入金・書類の送付提出をお願いします。  
(追加登録の場合は、Web 登録入力後 5日以内に入金・書類提出をお願いします。)  
故意に遅らせている等、登録違反が認められた場合は、ペナルティーを課すことがあります。
  
- ◎ 「Web-swmsys」登録手続き後、正当な理由がない限り登録の取り消しは出来ません。  
登録手続きの前に選手と確認をお願いします。登録後、競技者一覧表から削除される方が  
いらっしゃるかもしれませんが、一覧表から消えているだけで登録が取り消されたわけではありません。  
お気をつけください。一度登録されると、登録料の支払いが発生します。

登録についての問い合わせは、下記メールアドレスから登録委員会へご相談ください。  
返信には時間を要する場合がありますので、ご了承ください。

書類の郵送先（有償登録の場合）及び 問い合わせ先

〒381-0043 長野市吉田 5-1-19  
長野市総合運動場 アクアウイング内  
長野県水泳連盟登録委員会 一由 和宏

メールアドレス nagano\_entry@yahoo.co.jp

## 競技団体及び競技者登録規定

### (目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)が、水泳競技の健全な普及・発展と円滑な競技運営を図るため、競技団体登録(以下「登録団体」という。)及び競技者登録に関することを定める。

### (団体登録)

第2条 登録団体は、第一区分と第二区分のいずれか一方に属する。

- 2 第一区分とは学校及び勤務先(事業所)、第二区分とは第一区分以外の任意団体(以下「任意団体」とする。
- 3 勤務先を第一区分として登録する場合の名称は法人名とする。

### (競技者登録)

第3条 競技者は、所属する学校及び雇用関係のある勤務先の第一区分並びに任意団体の第二区分の2ヶ所に競技者登録することができる。

- 2 競技者は、自らの責任に於いて所属する第一区分、第二区分の登録団体を選択する。
- 3 第一区分は、競泳・飛込・水球・AS・OWS・日本泳法の全ての競技種目を通じて、1カ所の登録とする。

(\*水球については別に細則を設ける)

- 4 第一区分登録は、年度途中で変更することはできない。第二区分登録は、所定の手続きにより、年度途中で変更することができる。
- 5 第二区分は、競技種目毎に登録団体を選択することができる。小・中・高校生の第二区分登録は、スイミングクラブ等の活動(練習)実態を有する登録団体とする。
- 6 国際大会の日本代表及び国民体育大会の都道府県代表は、第一区分、第二区分のいずれにも属さないが、競技者はいずれかの登録団体に登録されていなければならない。

### (登録の手続き)

第4条 団体登録及び競技者登録は、登録団体責任者が加盟団体を通じて行わなければならない。

- 2 競技者登録料は、第一区分・第二区分の登録団体それぞれから発生する。
- 3 大学生(高等専門学校の4・5年生を含む)は学生委員会支部への登録とし、その他の学生(専門学校及大学院を含む)は加盟団体への登録とする。
- 4 新規第二区分の団体登録について、その任意性等不明な場合は、事前に加盟団体を通じて本連盟に確認しなければならない。
- 5 登録にあたっては、本連盟が別に定める「競技資格規則」、「競技会及び海外交流規則」を理解し、遵守しなければならない。

### (登録の期限及び登録料)

第5条 団体登録及び競技者登録の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 団体登録及び競技者登録の際は、登録の有効期間の残存期間に係わらず、本連盟の定める登録料を納付しなければならない。
- 3 小学校体育連盟及び中学校体育連盟の主催大会に参加するため団体・競技者の第一登録区分登録料は無償とする場合がある。

4 団体登録及び競技者登録は、期間途中での抹消することができる。但し納付した登録料の返金はしない。

(附則) 1 本規定は平成29年4月1日から施行する。